

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>既に調達をした物品等（以下この項において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この項において「既契約特定役務」という。）につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき。</p>	<p>1 既調達物品等又は既契約特定役務の概要等</p> <p>(1) 調達の年月日 令和3年5月26日</p> <p>(2) 調達の相手方の住所及び氏名 住所 東京都千代田区丸の内3-4-1 氏名 株式会社J E C C 営業統括本部長 石崎 洋</p> <p>(3) 既調達物品又は既契約特定役務の概要 令和4年に運用開始された交通事故総合管理システムについて、システムの維持管理及び保守作業を継続して行う。また現行の地図情報システム機能を統合型GISに移行・搭載し、その他の事故管理機能の利用を継続するもの。</p> <p>2 既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあることの説明</p> <p>現行システムの維持管理及び保守作業を行っているのは、現行システムを構築した株式会社J E C Cであり、それ以外の者では、地図情報システム機能の正確な移行・搭載処理を、現在稼働中のシステムに影響を及ぼすことなく行うことが難しいため。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。